

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	建築住宅課	検索番号	2-2
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項	第68条第1項・第68条第2項 第68条第3項・第68条第4項		
不利益処分	宅地建物取引士への指示・宅地建物取引士の事務の禁止 宅地建物取引士への指示（県外登録者）・宅地建物取引士の事務の禁止（県外登録者）				
(根拠規定) (宅地建物取引士としてすべき事務の禁止等)					
第六十八条 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対し、必要な指示をすることができる。					
一 宅地建物取引業者に自己が専任の宅地建物取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。					
二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をしたとき。					
三 宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。					
2 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が前項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わない場合においては、当該宅地建物取引士に対し、一年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。					
3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対し、必要な指示をすることができる。					
4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない場合においては、当該宅地建物取引士に対し、一年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。					
(処分基準)					
宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準					
I. 通則					
1. 本基準の適用範囲					
本基準は、宅地建物取引士による違反行為（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第68条第1項及び第3項の規定による指示処分、同条第2項及び第4項の規定による事務禁止処分並びに法第68条の2第1項第4号及び同条第2項第3号の規定による登録消除処分の対象となる行為をいう。以下同じ。）について、愛媛県知事が、法第68条第1項若しくは第3項の規定による指示処分、同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分又は法第68条の2第1項第4号若しくは同条第2項第3号の規定による登録消除処分をする場合の基準を定める。					
2. 監督処分の内容の決定					
2-1. 監督処分内容の決定手続					
(1) 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建物取引士がした違反行為に対しすることとする。					
(2) 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、IIの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、2-3の規定による加重の要否を判断して定めることとする。					
(3) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の監督処分の内容（一の宅地建物取引士に対し、指示処分及び事務禁止処分を同時にする場合を含む。以下同じ。）は、各違反行為に対してIIの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、2-2の					

規定による調整を行ったうえ、2-3の規定による加重の要否を判断して定めることとする。

(4) (2) 又は (3) の規定により定められた監督処分の内容については、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを加重又は軽減することを妨げない。

2-2. 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整

- (1) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において、IIの規定により事務禁止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは、これらの違反行為に対する事務禁止期間については、次の①又は②の日数のうち、より短期である日数とする。
- ① IIの規定に基づき定めた各違反行為に対する事務禁止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
2-3並びにII. 1 (3) 及び (5) において同じ。)
- ② IIの規定に基づき定めた各違反行為に対する事務禁止期間を合計して得た日数
- (2) (1)の場合において、当該複数の違反行為(直接取引に係る違反行為に限る。)が複数の取引に係るものであるときにおける(1)①の規定の適用については、同規定中「2分の3」とあるのは「2」とする。

2-3. 違反行為を重ねて行った場合の加重

法第68条第2項の規定による事務禁止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日(複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日)前5年間に、当該宅地建物取引士が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分を受けていたときは、事務禁止期間について、IIの規定に基づき定めた日数(2-2の規定による事務禁止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数)に2分の3を乗じて得た日数に加重することとする。

2-4. 特に情状の重い違反行為等の場合

宅地建物取引士が、II. 1及び2の規定により事務禁止処分の対象となる違反行為であって、当該違反行為の情状が特に重い場合には、法第68条の2第1項第4号の規定により、登録消除処分をすることができるものとする。

3. 監督処分の方法

3-1. 指示処分及び事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い

法第68条第1項の規定による指示処分及び同条第2項の規定による事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に係る指示書及び当該事務禁止処分に係る事務禁止命令書の双方を交付することとする。

3-2. 事務禁止を開始すべき時期

法第68条第2項の規定による事務禁止処分をしようとする場合には、直ちに事務を停止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれがあるとき、その他直ちに事務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、事務禁止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、事務禁止の開始日として指定することとする。

3-3. 指示処分をした後における調査等

法第68条第1項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引士の実施状況の調査その他の所要の措置を講ずることとする。

4. 事務禁止期間中において禁止される行為及び許容される行為

- (1) 法第68条第2項の規定による事務禁止処分を受けた宅地建物取引士は、事務禁止期間中において、事務禁止の開始日前に締結された契約(媒介契約を除く。)に基づく取引を結了する目的の範

囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為はできないこととする。

5. 他の都道府県知事登録の宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分

他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士で、愛媛県の区域内において事務を行うものがした違反行為に対する監督処分を行う場合は、本基準を準用する。この場合において、本基準中「法第68条第1項」とあるのは「法第68条第3項」と、「法第68条第2項」とあるのは「法第68条第4項」と読み替えるものとする。

II. 法第68条第2項に規定する違反行為に対する監督処分

1. 法第68条第1項に該当する場合における監督処分

- (1) 宅地建物取引士が、法第68条第2項に規定する違反行為（以下「2項違反行為」という。）をした場合には、同項の規定により、事務禁止処分をすることとする。この場合において、事務禁止期間については、別表に定める日数に、必要に応じ、(3)の規定による加重又は(4)若しくは(5)の規定による軽減をして定めることとする。
- (2) 宅地建物取引士が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定及び第47条第1号の規定の双方に違反する行為をした場合における(1)後段の規定の適用については、同規定中「別表に定める日数」とあるのは、「90日」とする。
- (3) 2項違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに該当する場合には、事務禁止期間について、別表に定める日数に2分の3を乗じて得た日数に加重することができる。
 - ① 2項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が、特に大きい場合
 - ② 2項違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為による等、特に悪質である場合
 - ③ 2項違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
 - ④ 2項違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- (4) 2項違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第68条第1項の規定による指示処分に軽減することができる。
 - ① 当該2項違反行為による関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれない場合
 - ② 監督処分権者が当該2項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに、宅地建物取引士が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引士の対応が誠実であると認められる場合
 - ③ 監督処分権者が当該2項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合（関係者の損害が発生した場合には、②の事由にも該当する場合に限る。）
- (5) 2項違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、事務禁止期間について、別表に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。
 - ① 2項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が軽微である場合
 - ② 宅地建物取引士が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合((4)②に該当する場合を除く。)

2. 指示処分に従わない場合等における監督処分

- (1) 宅地建物取引士が、法第68条第1項の規定による指示の内容に従わなかった場合には、同条第2項の規定により、15日の事務禁止処分をすることとする。
- (2) 宅地建物取引士が、法第72条第2項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出した場合には、法第68条第2項の規定により、15日の事務禁止処分をすることとする。

3. 事務禁止処分に従わない場合における監督処分

宅地建物取引士が、事務禁止期間中に、当該事務の禁止の開始前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為をした場合

には、法第68条の2第1項第4号の規定により、登録消除処分をすることとする。

III. 雜則

1. 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、監督処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な指導等をしたうえで、必要な間、処分等を保留することができる。

2. 監督処分事由に該当する行為があつた時から長期間経過している場合の取扱い

監督処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら監督処分事由に該当する行為を行わず、宅地建物取引士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記1により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

3. その他

- (1) この基準によりがたい特別の事情がある場合又はこの基準に定めがない事項については、法の規定により別途処理することができるものとする。
- (2) 違反行為の軽重及び態様、違反行為後の宅地建物取引士の措置状況等を総合的に勘案したうえで、監督処分に至らない違反行為については、文書により必要な指導、助言又は勧告をすることとする。

IV. 施行期日等

- (1) この基準は、令和7年9月22日から施行する。
- (2) 宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

（別表）法第68条第2項に規定する違反行為に対する標準の事務禁止期間

該当条文	違 反 行 為 の 概 要		事務禁 止期間 の日数
I . 法第 68条 第1項 第1号	専任の宅地建物 取引士としての 名義貸し	従事している宅地建物取引業者に対し、自己が専任の宅地 建物取引士として従事している事務所以外の他の事務所に おいて、専任の宅地建物取引士である旨の表示を許し、当 該宅地建物取引業者がその旨を表示した場合。	90日
II . 法第 68条 第1項 第2号	他人に対する名 義貸し	他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使 用して宅地建物取引士である旨の表示をした場合。	90日
III . 法第 68条 第1項 第3号	不正又は著しく 不当な行為をし た場合	(1) 不正又は著しく不当な行為をした場合 ((2) 及び法 第65条第2項第2号の規定に違反した場合を除 く。)。	7日
		(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の 損害が発生した場合 ((3)の場合を除く。)。	15日
		(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大 であると認められる場合。	30日
IV . 法第 65条	1. 営業を目的と した名義貸し	法第13条第1項の規定に違反して、他人の営業のために 名義貸しをした場合。	90日

第2項 第2号	2. 表示又は公告を目的とした名義貸し	法第13条第2項の規定に違反して、他人の表示又は広告のために名義貸しをした場合。	15日
	3. 専任宅地建物取引士の設置義務違反	法第31条の3第3項の規定に違反して、専任宅地建物取引士の設置に關し必要な措置をとらなかった場合。	7日
	4. 営業保証金の供託等に関する義務違反	次のいずれかに該当する場合。 ① 法第25条第5項(法第26条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第64条の15前段又は法第64条の23前段の規定に違反して、必要な営業保証金を供託しなかった場合。 ② 法第64条の9第2項の規定に違反して、必要な弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合。 ③ 法第64条の10第2項の規定に違反して、必要な還付充当金を納付しなかった場合。 ④ 法第64条の12第4項の規定に違反して、必要な特別弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合。	30日
	5. 誇大広告等の禁止違反	(1) 法第32条の規定に違反して、誇大広告等をした場合((2)の場合を除く。)。	7日
		(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((3)の場合を除く。)。	15日
		(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。	30日
	6. 自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限違反	(1) 法第33条の2の規定に違反して、自己の所有に属しない宅地又は建物について、売買契約(予約を含む。)を締結した場合((2)の場合を除く。)。	15日
		(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	7. 取引態様の明示義務違反	法第34条の規定に違反して、取引態様の別を明示しなかった場合。	7日
	8. 媒介契約締結時における書面の交付義務違反	次のいずれかに該当する場合。 ① 法第34条の2第1項(法第34条の3において準用する場合を含む。②において同じ。)の規定に違反して、媒介契約の締結時に書面を交付しなかった場合。 ② 法第34条の2第1項の書面について、同項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。	7日
	9. 価額について意見を述べる際の根拠の明示義務違反	法第34条の2第2項(法第34条の3において準用する場合を含む。)の規定に違反して、宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額について意見を述べるときに、その根拠を明らかにしなかった場合。	7日

10. 重要事項説明義務違反	(1) 次のいずれかに該当する場合((2)の場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ① 法第35条第1項、第2項又は第3項の書面に、同条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。 ② 法第35条第1項、第2項又は第3項の書面は交付したもの、説明はしなかった場合。 ③ 宅地建物取引士以外の者が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定による重要事項説明をした場合。 	7日
	(2) (1) ①から③までのいずれかに該当する場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((3)の場合を除く。)	15日
	(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。	30日
	(4) 法第35条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して、同条第1項、第2項又は第3項の書面を交付しなかった場合((5)の場合を除く。)	15日
	(5) (4)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((6)の場合を除く。)	30日
	(6) (5)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。	60日
11. 契約締結等の時期の制限違反	(1) 法第36条の規定に違反して、工事に関し必要とされる開発許可、建築確認その他の処分を取得する前に、売買契約の締結等をした場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
12. 売買契約等の締結時における書面の交付義務違反	法第37条第1項又は第2項の書面に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。	7日
	法第37条第1項又は第2項の規定に違反して、同条第1項又は第2項の書面を交付しなかった場合。	15日
13. 手付金等の保全義務違反	(1) 法第41条第1項又は第41条の2第1項の規定に違反して、必要な保全措置を講じずに手付金等を受領した場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
14. 所有权留保等の禁止違反	(1) 法第43条第1項若しくは第3項の規定に違反して、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなかった場合、又は、同条第2項若しくは第4項の規定に違反して、担保の目的で宅地若しくは建物を譲り受けた場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
15. 不当な履行の遅延	法第44条の規定に違反して、宅地若しくは建物の登記若しくは引渡し又は取引に係る対価の支払いを不当に遅延させた場合。	30日

	16. 秘密を守る義務違反	法第45条の規定に違反して、秘密を他に漏らした場合。	15日
	17. 限度額を超える報酬の受領	法第46条第2項の規定に違反して、限度額を超えて報酬を受領した場合。	15日
	18. 重要な事項に関する故意の不告知等	法第47条第1号の規定に違反して、重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた場合。	90日
	19. 不当に高額の報酬の要求	法第47条第2号の規定に違反して、不当に高額な報酬を要求した場合。	30日
	20. 手付の貸与等による契約締結の誘因	(1) 法第47条第3号の規定に違反して、手付の貸与等により契約の締結を誘引した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日
		(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	21. 契約締結の勧誘時における将来利益に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第1項の規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日
		(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	22. 契約締結等を目的とした宅地建物取引業者の相手方等に対する威迫	(1) 法第47条の2第2項の規定に違反して、契約の締結等を目的として、宅地建物取引業者の相手方等を威迫した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日
		(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	23. 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日
		(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	24. 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合 ((2) の場合を除く。)。	15日
		(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日
	25. 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合。	7日

	26. 相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日
	27. 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日
	28. 私生活又は業務の平穏を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させた場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日
	29. 契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第2号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合。	15日
	30. 正当な理由のない契約解除の拒否等	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合。	30日
	31. 証明書不携帯時における従業者の業務従事	法第48条第1項の規定に違反して、証明書を携帯させずに、従業員をその業務に従事させた場合。	7日
	32. 従業者名簿の不備	法第48条第3項の規定に違反して、従事者名簿を備えず、又は規則第17条の2第1項各号に掲げる記載事項の一部を記載しなかった場合。	7日
(その他)			